

「生活サポート総合補償制度」の主な特長

- * ご加入に際して**健康診断**や、**医師の診察**は**必要ありません**。
- * **ケガ**や**病気による入院**が補償の対象となります。
- * 入院給付金は、**既往症**や**てんかん発作**による入院をはじめ、治療のための**検査入院**でも補償の対象となります。

ご希望に応じて
2つのプラン
からお選びいた
だけます。

入院給付金(①②③)の補償開始について	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	入院期間	30日目
入院2日目から補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!					
入院4日目から補償プランA			補償しません	4日目から補償開始!!			

補償内容	例えばこんな時にお役に立ちます	補償項目	1泊2日以上の入院 おすすめプラン 入院2日目から補償プランB	3泊4日以上入院 入院4日目から補償プランA
<h3>入院給付金</h3> <p>(既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。)</p> <p>被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含みます。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。</p> <p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ④入院一時金の単独のご請求はできません。 	<p>◆健康診断でガンが見つかり、抗がん剤治療を行った。6日間の入院を伴う治療を4回行った。</p>  <p>◆誤嚥性肺炎のため、15日間入院した。個室に入り、母親が付添介護にあたった。</p> 	<p>①付添介護保険金 付添介護を受けた日 1日につき</p> <p>②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日 1日につき</p> <p>③入院諸費用 入院1日につき</p> <p>④入院一時金 1入院につき</p>	<p>8,000円</p> <p>3,000円</p> <p>1,000円</p> <p>6,000円</p>	<p>8,000円</p> <p>3,000円</p> <p>1,000円</p> <p>5,000円</p>
<h3>個人賠償責任保険金</h3> ※1 <p>日常生活中に偶然的な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。</p> <p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返す場合等、頻度やその事故の内容により変わります。 てんかん性の発作に直接起因する事故は補償の対象にならないことがあります。 	<p>◆自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。 1億3,000万円の賠償。</p>  <p>◆友だちの家のトイレにタオルを落として詰まらせた。</p> 	<p>⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額</p>	<p>3億円</p>	<p>1億円</p>
<h3>死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金</h3> <p>被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。</p> <p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none"> 急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 てんかん性の発作に直接起因するケガは補償の対象となりません。 ⑥入院保険金は「入院給付金」①②③④と重複してお支払いします。 死亡保険金の受取人は法定相続人となります。 	<p>◆トイレで転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。45日間入院し手術、退院後リハビリで20日通院した。</p>  <p>◆ボタン電池を誤飲して、内視鏡による除去手術を受けた。</p> 	<p>⑥死亡保険金</p> <p>⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて</p> <p>⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度)</p> <p>⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度)</p> <p>⑩手術保険金 1事故につき1回</p>	<p>100,000円</p> <p>4,000~100,000円</p> <p>5,000円</p> <p>3,000円</p> <p>50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外)</p>	<p>100,000円</p> <p>4,000~100,000円</p> <p>3,000円</p> <p>2,000円</p> <p>30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外)</p>
<h3>病気で死亡したときの補償</h3>	<p>被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族の方が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。</p>	<p>⑪葬祭費用保険金 支払限度額</p>	<p>100,000円</p>	<p>100,000円</p>
<h3>地震などによる傷害(ケガ)の補償</h3>	<p>被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑥死亡保険金、⑦後遺障害保険金、⑧入院保険金、⑨通院保険金、⑩手術保険金が補償の対象となります。</p>	<p>⑫地震・噴火・津波補償</p>	<p>補償されます</p>	<p>補償されます</p>
		<p>掛金(1年間)</p>	<p>23,000円</p>	<p>17,000円</p>

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(用語のご説明をご参照ください)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払い出来ません。詳しくは取扱代理店へお問い合わせください。

※2 他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

●掛金には会費(制度運営費)が含まれています。

●個人賠償責任補償がすでにご加入の別の保険にセットされている場合には補償が重複することがあります。ご契約前に補償内容を十分ご検討ください。

よくあるご質問

Q 加入する際に医師の診察などが必要ですか?

A 医師の診察は不要です。また、ご加入の際に療育手帳のご提示も不要です。

Q 何才から加入できますか?

A 年齢制限はございませんので、0才からでもご加入できます。

Q 既往症で入院しても、支払い対象になりますか?

A はい。先天性の疾病に起因する病気や、てんかん発作による入院なども支払の対象となります。

Q 現在治療中なのですが、加入できますか?

A 治療中の方でもご加入いただけます。ただし、入院して治療中の場合は、退院後の新たな入院が対象となります。中途加入の場合は、待機期間もございますのでご注意ください。

Q 一般就労するのですが、加入できますか?

A 知的障害児者・自閉症児者の方であれば、職業にかかわらずご加入いただけます。



被保険者 (補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者

補償期間 (保険のご契約期間)

2017年4月1日から2018年4月1日午後4時までの1年間



加入方法・掛金

■新規加入 (4月1日加入)

入会申込書兼保険加入依頼書にご記入・ご捺印の上、2・3・4枚目を事務局へお出しください。
(5枚目はお客さま控です。)

掛金は口座振替となりますので入会申込書兼保険加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■入院2日目から補償プランB / 掛金… 23,000円(保険料 19,810円)

■入院4日目から補償プランA / 掛金… 17,000円(保険料 14,810円)

口座振替日：5月12日 (金融機関が休日の場合は翌営業日)

締切日：3月10日

(継続加入の口座振替日：毎年5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日))
※次年度以降、口座振替により自動的に継続されますので手続きは不要です。



■中途加入 (上記締切日以降に加入される場合)

入会申込書兼保険加入依頼書にご記入・ご捺印の上、事務局へお出しください。

(次年度以降、掛金は口座振替となりますので、入会申込書兼保険加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。)

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

2016年9月1日現在

【補償期間:加入日(毎月1日)～
2018年4月1日午後4時】

締切日…毎月20日

加入日…締切日の翌月の1日

掛金…右記の掛金表でご確認のうえ、
お振り込みください。

*掛金には制度運営費が含まれています。

*保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の多数割引を適用したものです。

加入日	掛金 (保険料)	
	入院2日目から補償プランB	入院4日目から補償プランA
5月1日	20,840円 (17,700円)	15,320円 (13,140円)
6月1日	19,150円 (16,130円)	13,930円 (11,960円)
7月1日	17,240円 (14,500円)	12,540円 (10,750円)
8月1日	15,320円 (12,880円)	11,140円 (9,550円)
9月1日	13,410円 (11,260円)	9,740円 (8,370円)
10月1日	11,490円 (9,690円)	8,370円 (7,190円)
11月1日	9,580円 (8,060円)	6,980円 (5,980円)
12月1日	7,660円 (6,440円)	5,560円 (4,780円)
1月1日	5,750円 (4,820円)	4,190円 (3,600円)
2月1日	3,830円 (3,250円)	2,800円 (2,400円)

※加入日が3月1日の設定はありません。

*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金(2ページ)のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。

